



隠岐の島駐在事務所からのお知らせ

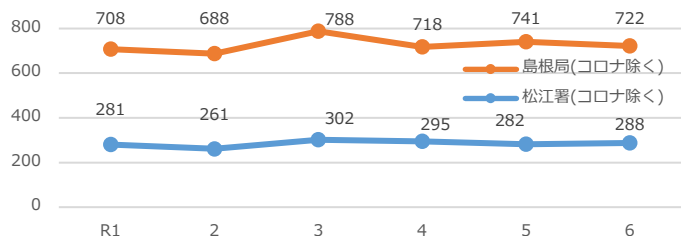


厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

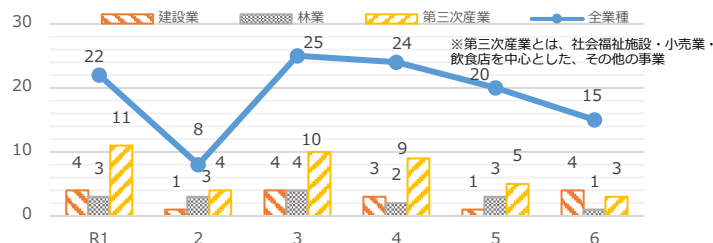
令和6年隠岐郡内の労働災害発生状況

1 島根労働局管内の全体及び

松江署における労働災害発生状況（休業4日以上）



2 隠岐郡における労働災害発生状況（休業4日以上）



3 令和6年 業種別労働災害発生状況（前年比較：休業4日以上）

	全署計			松江署								
	R5		増減 (死傷)	R5		増減 (死傷)	R6		増減 (死傷)	R5		増減 (死傷)
	死亡	死傷		死亡	死傷		死亡	死傷		死亡	死傷	
全産業計	4	741	▲19	3	282	6	3	288	6	0	20	▲5
製造業	1	147	▲1	0	44	9	0	53	9	0	2	4
鉱業	0	5	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
建設業	2	104	▲4	2	35	1	2	36	1	0	1	3
運輸交通業	0	43	▲2	0	18	5	0	23	5	0	1	▲1
林業	0	34	▲6	0	11	▲4	0	7	▲4	0	3	▲2
第三次産業	1	366	9	1	155	8	1	163	8	0	5	▲2
その他	0	42	▲15	0	18	▲13	0	5	▲13	0	8	▲7
新型コロナウイルス(※外数)	0	568	▲366	0	283	▲195	0	88	▲195	0	31	4

労働災害発生件数は前年に比べ▲5件減少したものの、過去最少を記録した令和2年の8件を大幅に上回りました。また、はしご・脚立からの「墜落・転落」災害、機械を停止させずに点検・清掃を行い指や腕を機械に巻き込まれた「挟まれ・巻き込まれ」災害、立木の伐採作業中に立木に「激突され」災害が発生した他、高年齢労働者や経験年数が3年未満の労働者が被災する割合が高くなっています。



4 第14次労働災害防止計画について

第14次労働災害防止計画は、労働災害防止・安全で健康な職場環境実現に向け、令和5年～9年度の5か年にわたり労働局や事業者等が重点的に取り組む事項を定めたものです。この第14次労働災害防止計画のキーワードは、**「費用としての人件費から、資産としての人的投資」**です。

これは、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備に「投資」を行うことにより、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保の観点からもプラスになるとされています。

まずは、下記の取り組み状況を確認し、もし取り組みがなされていないようでしたら、取り組みを始めましょう。

- ☐ 転倒防止対策に取り組んでいますか
- ☐ 高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいますか
- ☐ 外国人労働者への労働災害防止の教育を行っていますか
- ☐ 荷役作業時の労働災害防止対策に取り組んでいますか
- ☐ リスクアセスメントを実施していますか
- ☐ 産業保健サービスに取り組んでいますか
- ☐ メンタルヘルス対策に取り組んでいますか
- ☐ 両立支援に取り組んでいますか
- ☐ 化学物質対策に取り組んでいますか
- ☐ 熱中症対策に取り組んでいますか

裏面の項目もチェック!!

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、

「コスト」ではなく「人的投資」



島根県最低賃金

詳しくは
こちらから▶▶
962円



確かめよう労働条件

詳しくはこちらから▶▶



労働基準局
広報キャラクター
「たしかめたん」

過去のお知らせは
こちらから▶▶



1 転倒対策の取組内容

- 1 通路、階段、出口に物を放置しない等、身の回りの整理・整頓
- 2 床の水たまりや氷、油、粉類などを、その都度取り除くこと
- 3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）の確保
- 4 作業現場に合った耐滑性を有し、サイズのあった作業靴の着用
- 5 ヒヤリハット情報を活用し転倒しやすい場所の危険マップの作成・周知
- 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識の作成
- 7 骨密度、ロコモ度等のチェックによる転倒や怪我のリスクの見える化
- 8 ストレッチ体操や転倒予防のための運動の実施
- 9 転倒を予防するための教育の実施 10 その他

2 エイジフレンドリー対策取組内容

- 1 高齢労働者の労働災害防止対策に取組む方針の表明
- 2 身体機能の低下等により、高齢労働者が労働災害に被災するリスクに関するリスクアセスメントの実施
- 3 転倒防止のための手すり設置、段差解消、パワーアシストスーツ使用など
高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 4 高齢者に広く見られる持久力・筋力の低下等を考慮した作業内容の見直しなど、高齢労働者の特性を配慮した作業管理
- 5 労働災害防止を目的とした体力チェックの実施
- 6 健康診断や体力チェックの結果に基づく保健指導、運動指導や栄養指導など、個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 7 加齢に伴う身体機能の低下に伴う労働災害リスクや体力維持の重要性についての教育など、高齢労働者の特性に応じた教育
- 8 その他

3 外国人労働者への労働災害防止の教育内容

- 1 母国語翻訳の教材等を使用して実施 2 視聴覚教材を使用して実施
- 3 やさしい日本語の教材等を使用して実施 4 日本人労働者と同様に実施
- 5 外国人労働者がいるが実施していない 6 外国人労働者がいない

4 ① 荷役ガイドライン連携取組内容（陸運以外、荷主側）

- 1 安全衛生協議組織等、陸運事業者と荷役作業の労災防止協議の場の設定
- 2 書面等により、陸運事業者と荷役作業の役割分担を明確化
- 3 陸運事業者に荷役作業の必要性を事前確認、確認外の作業を行わせない
- 4 移動式プラットフォームや墜落制止用器具取付装置等、陸運事業者が荷役作業中に墜落しないための設備・装置を導入
- 5 クレーン等の貸与時、陸運事業者へ労働災害防止の情報提供・教育を実施
- 6 共同してその他の取組をしている 7 取り組んでいない
- 8 荷役作業がない

4 ② 荷役ガイドライン連携取組内容（陸運事業者側）

- 1 安全衛生協議組織等、荷主等と荷役作業の労災防止協議の場の設定
- 2 書面等により、荷主等と荷役作業の役割分担を明確化
- 3 荷主等に荷役作業の必要性を事前確認、確認外の作業を行わせない
- 4 共同してその他の取組をしている 5 取り組んでいない

5 産業保健サービス取組内容

- 1 労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- 2 治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者（健康診断で見が認められた者や要治療者など）に対する指導、支援、相談
- 3 睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- 4 メンタルヘルス対策（5②のいずれかの取組）
- 5 高齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- 6 労働者の治療と仕事の両立支援（5③のいずれかの取組）
- 7 女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）への配慮・支援
- 8 化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- 9 テレワーク等に、事業場以外で就業する者への相談対応等の健康管理支援
- 10 すべて取り組んでいない

6 メンタルヘルス対策取組内容

- 1 心の健康づくり計画等、メンタルヘルス対策に関する計画の策定
- 2 メンタルヘルス対策を担当する責任者・担当者等の指名
- 3 労働者や管理監督者へのメンタルヘルス対策に関する教育研修・情報提供
- 4 心の健康問題を相談できる社内の窓口設置
- 5 ストレスチェックの実施
- 6 ストレスチェック結果の集団分析と、職場環境改善の検討実施
- 7 心の健康問題により休職した職員への職場復帰支援
- 8 産保センター、医療・地域保健機関、カウンセリング機関等外部機関活用
- 9 上記以外の対策を実施している 10 すべて取組んでいない

7 治療と仕事の両立支援取組内容

- 1 柔軟な労働時間設定、仕事内容の調整等、通院や体調等への配慮・措置
- 2 治療と仕事の両立支援に関する社内の体制、相談窓口や手続きの明確化
- 3 産業保健総合支援センター等、外部で相談・支援できる機関の活用
- 4 柔軟な休暇制度や勤務形態等、両立支援に関する制度の整備
- 5 労働者や管理監督者に対する職場内の研修や情報提供
- 6 治療と仕事の両立支援を含めた社内方針の表明
- 7 上記以外の対策を実施している 8 すべて取組んでいない

8 ① 化学物質対策の取組状況

- 1～2 SDS交付・ラベル表示が必要な化学物質を製造、譲渡、提供
 - 1 販売・提供先にSDSを交付している
 - 2 販売・提供先にSDSの一部又は全部を交付していない
- 3～4 SDS交付・ラベル表示が必要な化学物質を使用
 - 3 販売・提供元からSDS交付を受けている
 - 4 販売・提供元からSDS交付の一部又は全部を受けていない
- 5 使っている化学物質の中に、SDS交付・ラベル表示が必要なものはない
- 6 SDS交付・ラベル表示が必要な化学物質を使っているか分からない
- 7 化学物質を使っていない

8 ② 化学物質対策の取組内容（RA：リスクアセスメント）

- 1 すべての対象物質にRA実施 2 一部の対象物質にRA実施
- 3～8 RAの結果を踏まえ、
 - 3 危険性が低い物質へ切替 4 局所排気装置の新設・改修等、設備的対策
 - 5 作業手順改善や立入禁止等、管理的対策 6 呼吸用保護具を選定・使用
 - 7 上記以外の措置を講じた 8 ばく露防止措置が必要なかった
 - 9 RAの結果を踏まえた措置未実施 10 上記のいずれにも該当しない

9 熱中症対策取組内容

- 1 暑さ指数の把握 2 昼間の作業時間短縮や、早朝・夕方へ作業移行
- 3 日数に応じた作業時間短縮等の熱順化対策
- 4 作業場所のシート設置、扇風機使用等
- 5 涼しい休憩場所の設置、おしぼり、飲料水等の備え付け
- 6 通気性の良い服装、ヘルメット等の着用
- 7 朝礼時の体調不良者把握と配慮
- 8 作業中の巡視での労働者の水分・塩分摂取、不調者の確認
- 9 有患者や健康診断の有所見者に対する作業場所・時間の配慮
- 10 熱中症予防のための教育実施 11 緊急時の措置の確認・周知
- 12 労働災害の事例分析や再発防止対策実施の体制整備
- 13 その他 14 取り組んでいない